



児童発達支援事業

通園指導部門

① 親子通園グループ

週 2 回(月・火・木のうち 2 回)10:00～12:00

0 歳～3 歳児対象です。親子で参加する様々な活動をとおして、お子さんに必要な支援を保護者の方と一緒に考えながら成長を促していきます。

② 単独通園グループ

週 2 回～5 回 10:00～14:00

3 歳未満～5 歳児対象です。お子さん一人ひとりに合わせたグループです。集団でのリズム遊び、運動遊び、製作などの活動をとおして、他者とのコミュニケーションや状況を理解して応じる力を育て、集団参加の基礎を築きます。また、着替え、食事、排泄などの基本的な日常生活習慣を身に付けます。

単独通園のお子さんを対象に通園バスによる送迎を行っています。

※自己送迎の場合は、9:00 から登園可能です。(要相談)

専門職指導部門

<個別>予約制 1 回 45 分

① 心理指導 (月)～(土)

目や手を使い、物に関わり物への興味関心を広げ、模倣や指差しの理解など、ことばの基礎、相手に合わせる力を育てていきます。また、文字・数学学習の基礎、一定時間集中して取り組む力を育てていきます。

② 作業療法 (月)～(土)

運動や手の動きのぎこちなさ、刺激に対する過敏さなどの改善を図ります。また、苦手なことに対し、生活の中で自信を持てるように関わっていきます。

③ 言語療法 月6回(第1、2月/土)

ことばをベースとしてのやりとりを含めたコミュニケーションや聞こえ、発音、どもり、食事に関する相談・指導・アドバイスを行います。

④ 理学療法 月1回(第3木)

主として、独歩の難しいお子さんに対する運動機能の改善を図ります。



<集団>

⑤ 音楽療法 第1・2・3(金)1 回 45 分 10:45～11:30

音楽を介した中で、以下のことをねらいます。

- ・気分の発散・解放・感覚運動機能の発達促進
- ・他者への興味関心の向上・社会性や協調性を培う

⑥ 小集団指導 1 回 60 分 月 2 回(土)14:00～15:00

保育所や幼稚園の中で集団適応のつまずきのある年長児が対象です。お友だちのやりとりやゲームのルール理解、行動のコントロール等を少人数グループで学びます。

⑦ 集団作業療法 1回60分 月2回(土)

体や手先を動かす遊びの中で、簡単なルールや順番を理解し守ること、また、友達と関わりながら遊ぶことなど、集団の中で必要な力の向上を目指します。

放課後等デイサービス事業

小学生グループ (土) 1 回 60 分

小集団指導員が担当します。小学校で学習や集団適応に心配がある1、2年生が対象です。国語、算数の基礎学力をつけるための支援をします。また、学校生活に必要な社会スキルをグループ活動を通して学びます。

保育所等訪問支援事業

お子さんが通っている幼稚園や保育所等に訪問支援員が伺い専門的な指導が受けられます。集団生活への適応を高めるために専門的な支援を行います。



相談部門

① 発達相談

お子さんの日常生活での心配ごと、保育所、保育園、幼稚園でのこと、療育に関することなど、保護者のご相談に応じます。保護者のご依頼に応じて、発達検査も行います。

② 就学相談

就学を控えたお子さんの保護者の相談に応じ教育委員会や学校との連携を行います。

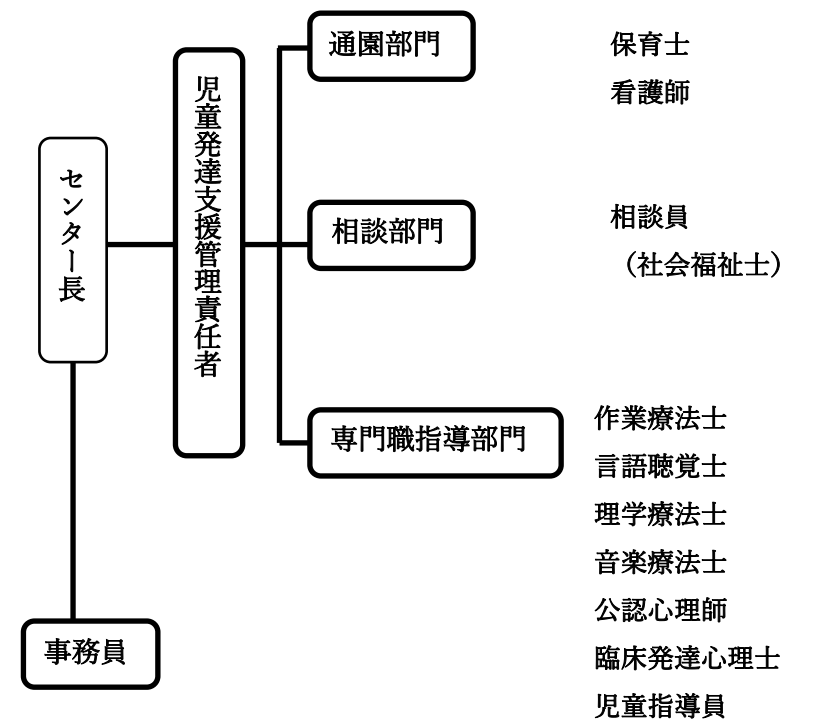
③ 医療相談(第1水曜日)予約制

専門医が発達に関する医療的な相談やアドバイスをを行います。また、必要に応じて、医療機関等のご紹介も行います。

④ その他

療育手帳の申請に関して、市役所担当課との連携を行うなど他機関の紹介を行います。

職員構成





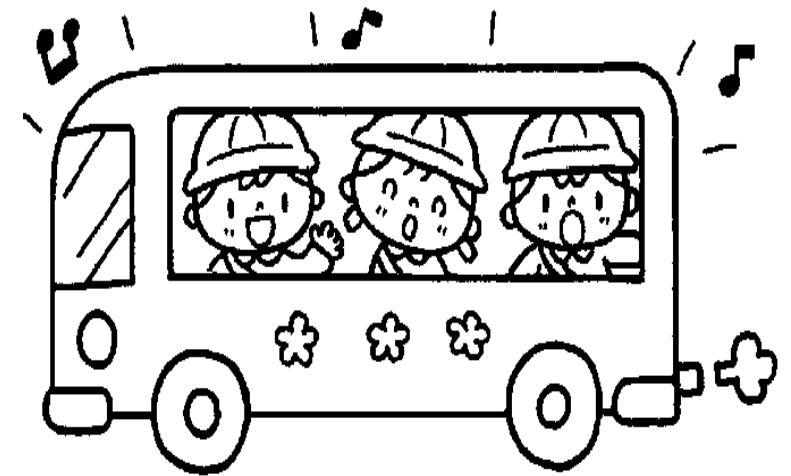
2022年度

取手市立

こども発達センター



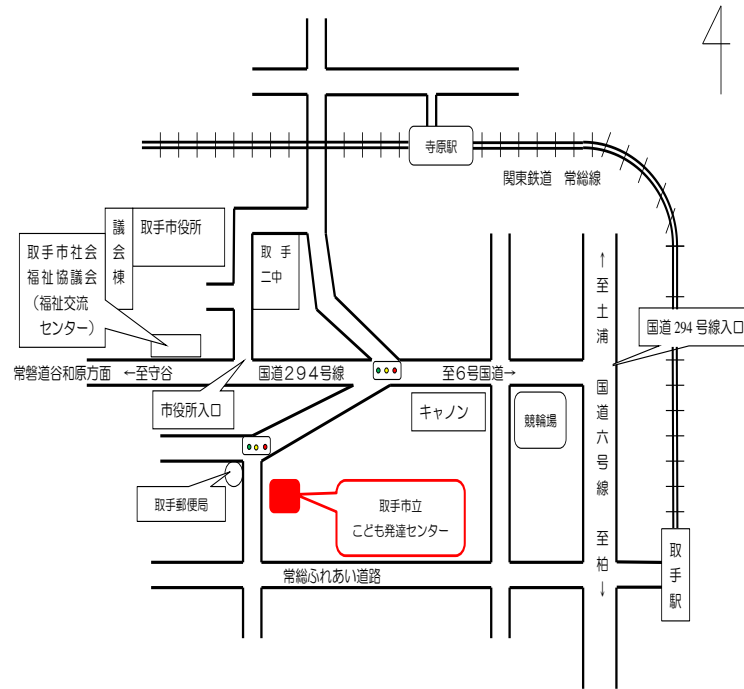
発達に遅れや心配のあるお子さんの発達支援を目的とした児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業および保育所等訪問支援事業所です。取手市内在住の発達に心配のある未就学のお子さんとその保護者を対象に、通園指導、専門職指導及び相談を行っています。



<開園時間>

月曜日から土曜日 8:30~17:15

地図



交通機関

- 関東鉄道 常総線 寺原駅下車 15分
- ことバス 中央循環東ルート 取手郵便局前下車 1分
- 中央循環西ルート 白山8丁目下車 5分
- 西部ルート 白山8丁目下車 5分

取手市役所 より 徒歩 10分
 ※お車のない方は、送迎サービスがありますので、相談の予約をされる際にお申し出下さい。

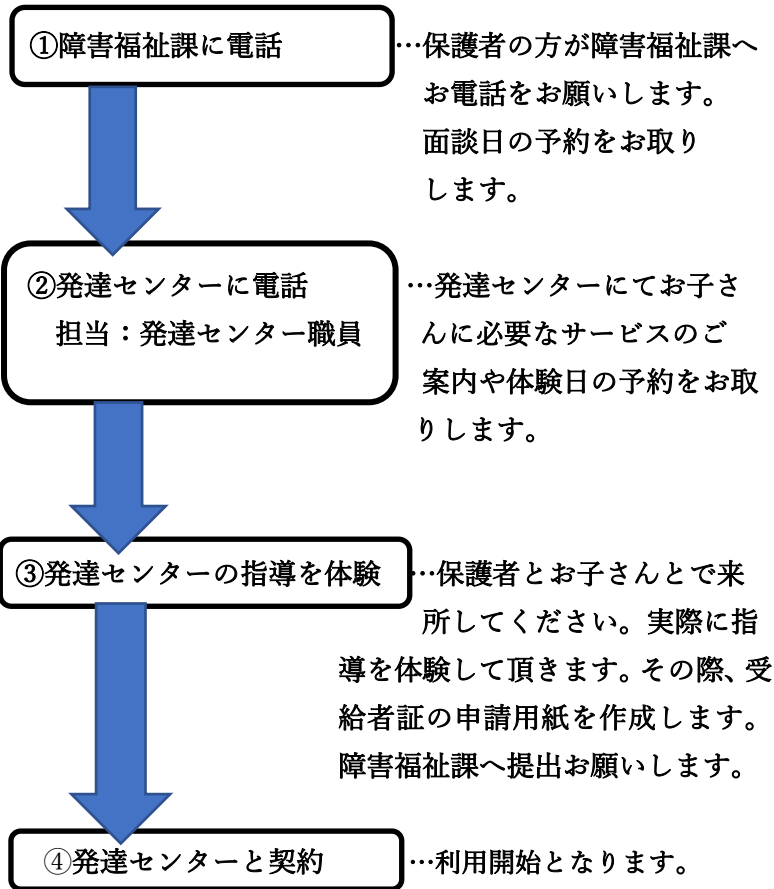
取手市立こども発達センター

〒302-0025 取手市西2丁目35番3号
 TEL 0297-85-2610
 FAX 0297-85-2614
 設置主体 茨城県取手市

運営主体 社会福祉法人 取手市社会福祉協議会

利用方法

こども発達センターは、児童福祉法に基づく児童発達支援事業所です。ご利用に当たっては、取手市役所障害福祉課が発行する受給者証が必要になります。



費用

原則として、利用料の1割を負担していただきます。

※2019年10月より、年少児～年長児まで無償化対象

